

山添村中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格および物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している村内の中小企業者等に対し、事業の維持又は継続を支援するため山添村中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他村長がこれと同等と認める者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 令和7年1月1日現在で村内に住民登録を有する個人事業者
 - イ 村内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業者
- (2) 個人事業者 開業届を提出している個人事業者をいう。
- (3) エネルギー関連経費 ガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、支援金の交付申請の日以後も村内で事業を継続する意思がある中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないものとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類に規定する農業を営んでいる者
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- (3) 法令及び公序良俗に反している者
- (4) 村税等を滞納している者
- (5) 山添村農林漁業物価高騰対策補助金交付要綱（令和8年1月山添村告示第4号）第6条の規定による補助金の交付を受けた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当ないと村長が認める者

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者がその事業を行う上で令和7年1月から同年12月までのいずれか1か月に支

出したエネルギー関連経費の合計額が最も大きい額となる月の経費とする。ただし、第2条第1項第1号イに該当する者にあっては、村内に存する事業所の事業活動で支出した経費のみを交付対象経費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象経費が5万円未満の場合 1万円。ただし、交付対象経費が1万円に満たない場合は、その額とし、千円未満を切り捨てる。
- (2) 交付対象経費が5万円以上10万円未満の場合 2万5千円
- (3) 交付対象経費が10万円以上20万円未満の場合 5万円
- (4) 交付対象経費が20万円以上の場合 10万円

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月27日までに山添村中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び宣誓書兼同意書（様式第2号）に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 同一事業者からの申請は1回限りとする。

(支援金の交付決定)

第7条 村長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、山添村中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 村長は、支援金の交付の決定を受けた申請者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 村長は、前条の規定により交付決定の取り消しをした場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(実態調査)

第10条 村長は、支援金の交付に関して必要があるときは、交付申請の内容について実態を調査することができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。